離職者再就職応援支援金事業支給要綱

令和3年4月1日

（目的）

1. この要綱は、新型コロナウイルス感染症拡大などの影響により、令和2年4月以降離職し、現在再就職先をさがしている者に対して、就職活動に必要な経費の一部を支援金として支給する。

（定義）

1. この要綱において「離職者」とは、社会保険等に加入して常用労働者（週２０以上勤務）として雇用されていてその職を離職し、社会保険を喪失して離職票等を交付された者で、申請時現在に、家族の扶養または、国民健康保険に加入している者をいう。

（支給対象者・支給額）

1. 支援金の支給額は、３０，０００円とする。

（申請手続き等）

第４条　 支援金は別紙様式第１号により申請のあった者に対し、村長が審査決定し、支給するものとする。

　２　　　前項の支給に係る申請期限は、令和4年1月31日までとする。

（支援金の返還）

第５条　　村長は、偽りその他不正な手段により支援金を受給した者があるときは、その者に既に支給した支援金の返還を命ずることができる。

（委任）

第６条　　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。